

第百三十四回国会
衆議院
科学技術委員会議録第二号

平成七年十月三十一日(火曜日)

午前九時四十六分開議

出席委員

委員長 野呂 昭彦君

理事 白井日出男君 理事 栗本慎一郎君

理事 原田昇左右君 理事 上田 晃弘君

理事 上田 清司君 理事 笹木 竜三君

理事 今村 修君 理事 渡海紀三朗君

小野 晋也君 小淵 恵三君

塚原 俊平君 萩山 教嚴君

林 義郎君 福永 信彦君

宮下 創平君 近江巳記夫君

齊藤 鉄夫君 鮫島 宗明君

藤村 修君 沢藤礼次郎君

松前 仰君 三野 優美君

吉井 英勝君

出席国務大臣

(国務大臣) 浦野 休興君

(科学技術庁長官) 石井 敏弘君

科学技術庁長官 官房長 青江 茂君

科学技術庁長官 官房審議官 落合 俊雄君

科学技術政策局長 工藤 尚武君

科学技術政策局長 加藤 康宏君

科学技術政策局長 岡崎 俊雄君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

科学技術政策局長 力安安全局長 宮林 正恭君

議員 渡海紀三朗君

議員 今村 修君

議員 鮫島 宗明君

議員 中澤 佐市君

議員 吉村 晴光君

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

議員 科学技術政策局長 課長 科学技術政策局長 課長

本日の会議に付した案件

科学技術基本法案(尾身幸次君外八名提出、衆議院第一六六号)

○野呂委員長 これより会議を開きます。

尾身幸次君外八名提出、科学技術基本法案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。尾身幸次君。

科学技術基本法案

(本号末尾に掲載)

○尾身議員 科学技術基本法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国は、科学技術に関して、いわゆるキャッチアップの時代、すなわち目標となる先進国が常に存在し、かなりの分野で技術導入が可能であった時代の終えんを迎えております。今後は、フロントランナーの一員として、みずから未開の科学技術分野に挑戦し、創造性を最大限に発揮し、未来を切り開いていかなければならない時期に差しかかっております。

とりわけ、天然資源に乏しく、人口の急速な高齢化を迎えようとしている我が国が、経済の自由化・国際化に伴う経済競争の激化と相まって直面することが懸念されている、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下といった事態を回避し、明るい未来を切り開いていくためには、独創的、先端的な科学技術を開発し、これによって新産業を創出することが不可欠であります。

また、環境問題、食糧・エネルギー問題、エイ

ズ問題など人類の将来に立ち及ぶ諸問題の解決に対し科学技術への期待は大きく、この面での我が国の貢献が強く求められているところであります。

さらに、科学技術は、我々の自然観や社会観を大きく変え、新しい文化の創成を促すという側面を有するため、これを人間の生活、社会及び自然とのかわり合いの中でとらえていく必要があります。

このような視点も踏まえ、新たな視点に立った科学技術を構築していくことが求められております。

翻って我が国の科学技術の現状を見ると、まことに憂慮すべき状態にあります。特に、独創的、先端的科学技術の源泉となる基礎研究の水準は欧米に著しく立ちおくれであり、基礎研究の担い手たるべき大学・大学院、国立試験研究機関等の研究環境は欧米に比べ劣悪な状況に置かれております。また、科学技術の高度化・専門化に対応して総合的、学際的な取り組みが緊要となっているにもかかわらず、大学、国立試験研究機関、民間等の研究者が、組織や専門分野の壁を超えて十分に有機的に連携しているとはいえない状況にあります。さらに、将来の我が国の科学技術を担う若者に科学技術離れの現象が見られることは、国の将来にとってゆゆしいことでもあります。

以上の基本認識に立つて、将来にわたり先進国の一員として、世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するとともに、真に豊かな生活の実現とその基盤たる社会経済の一段の飛躍を期するためには、科学技術創造立国を目指し、ここに改めて新たな視点に立つて、科学技術の振興を我が国の最重要政策課題の一つとして位置づけ、科学技術振興の方針と基本方策を明らかにするとともに、関連施策の総合的、計画的、かつ積極的な推進を図ることが不可欠であり、このた

め、本法案を提案した次第であります。
次に、本法案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、科学技術振興の基本方針として、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとつての知的資産であることにかんがみ、研究者等の創造性の発揮を旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、その振興を積極的に行うこと、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に留意することを定めております。

第二に、科学技術振興に関する国及び地方公共団体の責務を規定しております。

第三に、国及び地方公共団体による大学等に係る施策の策定等に当たっては、大学等の研究活動の活性化を図るとともに、研究者の自主性の尊重などその研究の特性に配慮することとしております。

第四に、政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術会議の議を経て科学技術基本計画を策定することとしております。

また、政府は科学技術基本計画について、その実施に關し必要な資金の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

第五に、国は、多様な研究開発の均衡のとれた推進、研究者、技術者及び研究支援者の確保、研究施設の整備、研究開発に係る情報化の促進、研究開発に係る交流の促進、研究開発に係る資金の効果的使用、研究開発の成果の公開、民間の努力の助長、国際的な交流の推進、科学技術に関する学習の振興等に必要の施策を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその主な内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野呂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○野呂委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。白井日出男君。

○白井委員 私は、自由民主党・自由連合として、議員提案されました科学技術基本法について、質問させていただきます。初めに、この法案を、四党の提案者の皆さん方が大変精力的に御努力をいただいて今日まで持つてくれたということは、私どもの大変長い間の宿願ともいふべきものでございましたので、心から敬意を表しておきたい、こう思う次第でございます。本日に御苦勞までございました。

そこで、先ほど趣旨説明の中にもございましたけれども、今まではいわゆる日本は欧米に対するキャッチアップの時代だ、こういうふうにおっしゃっております。私も、日本の場合は日本独自のいわゆる日本型の科学技術研究システムといったものがあつたんじゃないだろうか、欧米と比較をして、そこで、そのいわゆる評価、なぜ今基本法なのか、この点についてまず最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○尾身議員 白井先生お言葉のとおり、今までの我が国の科学技術はいわゆるキャッチアップの時代であつたというふうに言えると思うわけでございます。つまり、目標となるべき先進国が常に存在をし、技術の動向とか、あるいは技術のニーズの変化に関する予測の可能性が高く、かなりの分野で技術導入が可能でありました。我が国は、このような技術の導入をしつつ改良、改善を重ねて、すぐれた技術をつくり出してきたという状況であつたと思うわけでございます。

しかし、現在に至りますと、このキャッチアップの時代の終えんを迎えまして、これからはフロントランナーの一員として、みずから未開の科学技術に挑戦をし、創造性を發揮して未来を切り開

いていかなければならないという時期に差し加つたと思うわけでございます。

そういう中で、人口の高齢化とかあるいは非常に厳しい国際競争に直面しております我が国が、産業の空洞化あるいは社会の活力の喪失、生活水準の低下というような事態を回避いたしまして、真に豊かな生活を実現し、科学技術におきまして、社会経済の一層の飛躍を期するためにこの科学技術の果たす役割はますます増大すると考えているわけでございます。

しかし、現在、独創的、先端的科学技術の源泉ともいふべき基礎研究の水準は、欧米に比べてかなりおくれにいます。そして、その主な担い手ともいふべき大学とか国立試験研究機関の研究環境も極めて劣悪な状況に置かれていたわけでござい

ます。そこで、新たな視点に立ちまして、科学技術創造立国を目指して、そういう国の基本的姿勢を明らかにいたしまして、科学技術の振興を我が国の最重要課題の一つとして位置づけて、その総合的、計画的かつ積極的な推進を図っていくべきである、そういう考えでこの科学技術基本法の制定が必要であるということで提案をさせていただいた次第でございます。

○白井委員 この提案理由の説明の中にもございました。今お答えの中にもフロントランナーという言葉がございました。私も、戦後五十年たつて、振り返つてみますと、相当早い時期にいわゆるキャッチアップと言われる時代は終わつておつたはずであつたんだ、しかし、私どもがかまけておつて、産業界が頑張つてくれる、こういうことでもつていけば手を抜いてきた、そのことによつてキャッチアップの時代から実は抜け出ることではできなかった、こういうふうには思っているわけで、現在に至つてしまつた私ども政治の責任というのは大変私は重い、こういうふうには思っております。

いわゆるこれからはフロントランナーと申しますか、ラン・ザ・トップというか、世界の科学技

術のトップを走る我が国としてさらに将来に向けてしっかりとやっていかなければならぬ、こういうわけでございます。

そこで、繰り返しになるわけですが、この趣旨説明にもうたつていただいているわけですが、この法案で、私どもの日本が目指す将来の新しい科学技術の研究システムというものは一体どういうものを目指していくんだらうか、このことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○渡海議員 先ほどの尾身先生の答弁にもございました。今白井先生のお話にもございました。これからはやはりキャッチアップということではなくて、独創性を發揮するフロントランナーとしての役割が大変大事であるということでありま

す。そのことを考えますと、これまでの研究システムなり日本全体の社会のシステムそのものも変えていかなければいけない、こんな観点から今回の提案がなされておるわけでありますけれども、さまざまな議論があるかと思ひます。

また、法案の中にもありますようなこの基本計画の策定、この段階でもまた新たな議論をしていかなければいけないというふうには思っておりますが、提案側のさまざまな議論の中で私どもが考えておりますのは、これまでの環境の中で私どもが考えておりますのは、これを踏まえて新たな研究環境を整備することが何よりも重要であらう。そして、その中で政府が果たす役割、具体的に申し上げますと、政府の研究開発投資というものを、これまでの単なる予算の仕組みではなくて、抜本的にシエラを変えていくといったような、大きな変化を来すようなそういったことがまず第一のポイントとして挙げられるのではないかと。

ばいけないというふうに思っております。

また、より総合力を発揮するためには、データベースをしっかりとつくりまして、そしてその中で、情報化時代でありますから情報に常に触れることができる、そしてより総合的な力が発揮されるような、そういった情報化の進展なり研究者を支援するためには、やはりさまざまな研究機会をつくっていく、その中で意欲のある、能力のある若い研究者が思い切つて研究ができるといったような、こういったことも必要であらうと思っております。

そういった環境をつくることによって、意欲のある多くの研究者がその英知を結集して、独創的でまた先端的な研究開発に取り組む、こういった研究環境を整備をされることを我々は目指して、この基本法を立案をさせていただいた次第でございます。

○白井委員 今お話しのとおり、研究者がやる気を起こすような、そういう形というものを目指していただくということだろうと思えます。こうした時代の要請に的確に対応するためには、国や企業やあるいは大学、そういったものが壁を取り壊して新しい研究に積極的に取り組んでいかなければならぬ、こういうふうな思ふわけでありまして、特に今お話しございました、研究者がやる気を起こすような、すぐれた研究者を正しく評価する評価システムというのでしょうか、しかも競争原理がしっかりと働くシステム、そういうものを早急につくり上げるといふことが必要だろうと思えます。

そこで、この基本法立案の過程で、先ほど私は大変御苦労いただいたということ申し上げたわけでございますが、大変各党各会派でもってさまざまな御意見があったということを知っております。結果的に大変バランスよくそれらのものを取り入れてまとめたのだと、こういうことでございまして、それらの論点の中でも特に注目すべき主要な論点というのはいくつかあるものがあるのか、お聞かせいただければと思います。

○尾身議員 この科学技術基本法につきまして、こういうものをつくらうという考えが持ち上がりましたから既に二年の期間を経ているわけでございますが、私自身は自民党でございますが、自民党の中の議論を通じ、また、ここに提案をいたしました各政党、あるいは科学技術関係の例えば科学技術会議とかあるいは大学の先生とかあるいは経済界、労働界など、各方面から意見を聞いたところでございます。そういう中でいろんな意見がございましたが、主な意見、分けますと七つくらいになるのかなというところでございます。

一つは、国及び国立試験研究機関、いわゆるパブリックセクターの部門を中心として研究開発投資を抜本的に拡充すべきであり、そしてそのための資金的な裏づけを持った基本計画をつくるべきである、そういう御意見がございました。

二つ目は、基礎的、独創的研究の強化が必要であり、研究人材の確保とかあるいは施設の整備あるいは研究交流促進というような研究環境の整備充実が必要である、そういう意見がございました。

三つ目は、いわゆる自然科学のみでなく、人文科学についても基本法の対象にすべきであるという議論もございました。

それから四つ目ですが、この基本法の中に科学技術を平和目的に利用するということを盛り込むべきであるという御意見もございました。

五つ目に、科学技術の研究開発、活用に当たって、安全性の確保の問題とかあるいは社会、人間生活全般との調和を図るべきである、そういう御意見がございました。

六つ目は、情報公開の考え方を盛り込むべきであるという御意見がございました。

七つ目は、大学の活性化、科学技術の教育の充実を図るべきである、そういうような御意見がございました。

そういうさまざまな御意見に對しまして、この法律の内容でそれなりの対応をし、これらの御意見

見をいろんな形で盛り込んだところでございまして、

最初に申し上げました、第一の資金の確保につきましては、第九条で科学技術基本計画の策定を定めているわけでございますが、その第九条の六項に、「政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」ということで、資金の確保についての基本的な考え方を示しております。そして、この基本計画の中におきまして、必要な資金的な計画につきましても極力基本計画の中に盛り込んでいただくような措置をとっていただきたいということも考えている次第でございます。

第二に、基礎的、基礎的研究を強化すべきであるという御意見がございましたが、これに對しましては、他方でむしろ戦略研究を重視すべきである、こういう御意見もございました。そこで、基礎的研究か戦略研究かというような研究の内容の方向づけの問題につきましては、むしろ法案で書くよりも基本計画の中で議論をしていただき、そこに盛り込んでいただくべきではないかということになりました。

ただし、基礎的、創造的研究の分野については、第五条におきまして、この基礎的部門については「新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと」というような性質を持つことにかんがみまして、この分野における「国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならぬ」という規定を入れて、つまりパブリックセクターのこの分野における重要性という観点で問題を整理させていただいた次第でございます。それから人文科学の問題につきましては、立法

者の基本的な意思として、自然科学と人文科学の共通分野についてはもちろん対象に含むわけでありませうけれども、例えば哲学とか文学とか、そういう人文科学のみに係るものについては除いている、対象にしないというのが私どもの気持ちでございます。

しかしながら、人文科学が置いてきぼりを食うということに對する御心配もございましたので、この点につきましては第二条におきまして、「自然科学と人文科学との相互のかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない」という基本姿勢を示すことにいたしました。御理解をいただいたところでございます。

四番目の平和目的云々の件につきましては、この科学技術基本法といえども、平和国家を理念とする日本国憲法のもとにありまして、この日本国憲法を逸脱するようなことがないことは当然でございます。まして、法律の中に特に明記をしなかつたわけでございます。

五番目の社会、自然との調和等々の問題につきましては、第二条に、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、科学技術の研究開発を積極的に行うということと盛り込みましたし、また十六六条の研究開発の成果につきましても、その適切な実用化の促進を図るということで、安全性にも配慮しながら実用化を進めるといふ考え方を盛り込んだものでございます。

情報の公開の問題につきましては、第十六条におきまして、研究開発の成果の公開あるいは情報の提供等、その普及に必要な施策を講ずるといふことを定めさせていただきました。

大学における研究の活性化等につきましては、第六六条で、大学における「研究活動の活性化を図るよう努める」とことを定め、また、教育につきましても、科学技術に関する学習振興、教育等をより活性化するということが十九九条で定められているところでございます。

以上、主な関係方面の御意見と、それに対するこの法律の内容についての盛り込み方について、おおよそのところを御説明させていただきましたが、いずれにいたしましても、こういう内容の変更といえますか、そういうことを法律に盛り込むことによりまして関係方面の御理解をいただきまして、今日ここに超党派の議員立法で提案することができたわけでございまして、関係の皆様の御協力と御理解に大きな感謝をしている次第でございます。

○臼井委員 基本法によって国は基本計画を立てることになる。したがって、基本法といってもいろいろあるわけで、本当の基本的なものを短くまとめたような議員立法というのはたくさん最近出ているわけですが、私はこの法案を評価しておりますのは、そうした漠然としたものではなくて、我々国会の意思というものを政府にしっかりと伝える、こういう点が非常に明確になっているという点が私はこの基本法の、科学技術基本法の最もすぐれた点である、こういうふうにも思っているわけです。

特に、国際貢献の問題もしっかりとたわれておりますし、教育の問題、人材開発あるいは知識の普及、学習、こういった点もしっかりとたわれております。また、国ばかりではなくて地方公共団体の責務もしっかりとたわっている点、こういう点、私は非常に思っている次第でございます。先ほど四項目でございましたが、平和の問題というのがありますけれども、これも附帯決議でうたっていたわけでございまして、そういう手法で私は結構だろう、こういうふうにも思っているわけです。

この法案の成立によりまして、国は、いわゆる総合的な施策の策定とその実施を国と地方公共団体ともどもに責務を負う、こういうことになるわけでありまして。今のお話の、各党協議の中でも出ておりました中で、まず最初に出てきたのはやはり資金の問題である、こういうことであつた

わけです。

この資金の確保の問題というのは、皆様方が各党で御協議をされる場合にも一番問題になったであろうし、この基本法が成立をして基本計画を政府がつくるときにも、これが最も最大のネックでもあり、また重要なところになってくるだろう、こういうふうにも思っているわけでございまして、私も国会の議会の立場として、ぜひともこの点だけは我々国会の意思というものを明確に政府に伝えておきたい、こういうふうにも思っている次第でございます。

御承知のとおり、私どもの現在の日本は、シーリングというシステムがございまして、厳しく財政政というものが縛られている。まさにこのシーリングの壁というものをどういうふうに打ち破っていくかということがこの基本法、そして将来の基本計画が成功するかどうかというものの分かれ目になるのじゃないか、こういうふうにも思うわけでございまして。先ほど第九条の六項で、国の財政について明記をしている、こういうお話でございまして。書いていただいております。

ただ、私がやはりちょっと気になるのは、その九条の中で「国の財政の許す範囲内で、」云々ということがあつたわけでございまして、うっかりしますと、「財政の許す範囲内で、」ということが一種の、何と申しますか、逃げ道になって、財政難というものを理由にして基本計画というものがスムーズに運行していかないという、今までもよくそういうことがあつたみたいだそうで、私どもは一番心配をいたしております。

そこで、先ほど申し上げましたとおり、国会としても我々の意思というものをはっきりしたいというところで、立法者としてこの点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○尾身議員 ただいま臼井先生のおっしゃいましたことは大変に大事な点でございまして、私どもがこの科学技術基本法の議論をするに当たりまして、科学技術研究開発に要する資金の確保を立法府としてどう位置づけていくかという、大変に重

要な問題に直面をしてきたわけでございます。

そこで、先ほど申しましたように、基本計画の実施に要する経費に關しましては、第九条の第六項という項目を設けて、最大限の努力をするべきであるという規定を盛り込んでいるわけでございしますが、では、基本計画に資金的なものをどういうふうに書くかという問題につきまして、かなり議論があつたわけでございまして。

もとより、現実に基本計画をつくる段階では所要の手続を経ましてつくるわけでございまして、基本計画の内容そのものを法律に書くわけにはいかないわけでございしますけれども、立法府といたしましては、この基本計画は十年程度を見通した五年間の計画といたし、その作成に当たっては、この計画に基づき我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、この基本計画の中に、例えば講ずべき施策とか、あるいは資金規模等を含めまして、できるだけ具体的な記述を行うよう努めるべきであるというふうにも考えております。そして、その具体的な記述を行いました基本計画に基づきまして必要な資金の手当てをするよう、政府に求めてまいりたいと考えているわけでございします。

我が国の研究開発投資は全体としては、GNP対比で見ましても一九九三年に約十三・七兆円となつておりまして、GNP比二・八五%というところで、先進国に比べてましてトータルとしては遜色のない水準になっておりますが、内容を見ますと、我が国の場合には政府と民間の比率が二対八というところになっておりまして、ほかの諸国が大体四対六前後になっておられるのと比べて、パブリックセクターの研究開発投資額が比率的に見てその半分になっているという現状にございします。

そういうわけで、パブリックセクターの研究開発投資をさらに充実強化すべきであるということも、この基本法の基本的な考え方にあるわけでございします。

そういうわけでございしますので、この科学技術基本法が成立をいたしますれば、今までございま

した科学技術に關しますいわゆる予算のシーリングの問題につきましても、この基本法の科学技術創造立国を目指すという基本的な考え方に基づきまして、そのシーリングの見直しも実現されていくと期待をしているわけでございしますし、私どももその方向で努力をしていきたいと考えているわけでございまして、ぜひそういう意味で委員の諸先生方の御協力をお願いをする次第でございします。

○臼井委員 私どもの日本は、大蔵当局は財政単年度主義というのを言っているわけで、毎年毎年の財政の健全というものが大切なんだ、こういうふうにも言っているわけですが、私はそうじゃない。財政というのは中期均衡でいいのだというのが私の持論なんですけれども、ことしのように景気が悪い、最終的には、いろいろ紆余曲折はあるけれども、赤字国債も出してでも頑張らなきゃいかぬ、こういうことになっているわけなんです。

そこで、私は、ぜひとも科学技術振興のための予算は、シーリングというものを全く度外視した、当初の計画というものをしっかりと守っていくようなハイレベルのものをひとつしっかりと組めるようにお願いをしたい、こういうふうにも思っている次第でございします。

そこで、今お話ございました我が国の研究開発の経費というのは、非常に欧米と異なっている、民間のウェイトが大きい、こういうお話がございました。研究開発投資総額の八割程度が民間が担っている。こういう民間の重要さというものはつきりわかるわけです。

この基本法によりまして、各省庁間というものはしっかりと連絡をとらなきゃいかぬ、大学ももちろんそうである。当然のことながら、民間の研究開発の機関等についても必要な施策を講ずるということも、講じなくてはいかぬということも明記してあるわけでございしますけれども、この基本計画、基本法の中で民間の研究開発投資総額、全体像をつくる場合は当然それは必要になってくるわけだと思ふのですけれども、これを具体的にどの

ように目標を定めるべきかどうか、そういう点についてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○原田(昇)議員 白井委員にお答えいたします。

今委員が御指摘のとおり、我が国においては民間の研究開発投資というのが圧倒的に多い。諸外国は大体政府が四割ぐらい、民間六割ぐらいの割合でございますけれども、我が国においては民間が八割、政府が二割ということでありまして、民間投資が非常に活発だということは活力のある証拠でもありますけれども、それに比して政府の役割が大変弱いということは遺憾でございます。ですから、この基本法をつくったのも、そういう点で政府の基礎研究部門に対する投資を積極的に拡大していかねばならぬということがまず第一の理由に挙げられたわけであります。

今度は民間について、じゃ、基本計画でどういうように民間投資を促進していくか。当然ながら、民間投資が非常に活発に行われておること、これは結構なこと、さらにこれを引き上げていくためにいろいろな施策を講じなきゃならぬと思ひます。

ただ、基本計画に民間投資を計画的に幾らとかきつと書くことは事の性格上難しいわけですから、期待額をこの計画ではぜひ乗っけていただいて、そして、その規模について、どのように政府はその実現のために努力をするのかという誘導策といひますが、それをバックアップする施策といふことに重点を置いて考えていかねばならぬのじゃないか。

税制面でも、今の研究開発の増加、研究費に対してある程度の減税策が出ておりますが、あんなものでいいの、もっと積極的にいろいろな面で民間投資も助長するというののために、必要最小限のものはこの基本計画に乗っけていただく、こういうように考えておる次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○白井委員 投資額自体を、民間のものを国でもってびたつと決めるというわけにはもちろんい

かないわけですが、しかし、国の施策によって民間の研究、特に基礎研究の経費というものが十分バックアップできるように、総枠についてもしつかり定められるような、そういう将来の基本計画が立てられるようにひとつお願ひをしたい、こういうふうにしておられます。

我が国の科学技術政策にかかわる機関といたしまして、内閣総理大臣の諮問機関として科学技術会議というのがございます。定数が十名、長期的なかつ総合的な研究目標の設定等の役割を担っているわけでございます。

私もいろいろ話に聞くのは、この科学技術会議、各大臣が、関係大臣が並ぶような、中心には総理大臣がおられる、こういうものしか頭にないわけで、そのわきで各省庁の担当の方が大変詳しく連絡をとりながら緻密な計画を練り、また緊密な連携をとってやっていただいております。しかし、主要七部会、政策委員会等の活動でもって、そうした大臣あるいは各界の代表の方々が出ておられるこの科学技術会議、この会議の成果というものを十分しっかりやっていただいている、こういうふうにしております。そこで、この基本法が将来できて、そうした上でこの科学技術会議のウエイトも強くなるのじゃないか。

そこでお伺ひしたいのは、やはりこうした会議というものの、例えば通産あるいは農水、厚生省、それぞれ今大変重要な科学分野を持っている省がありますから、そういうところも入れるような、何かもう少し拡充をするような形というものが考えられるのではないかとお伺ひしたいと思ひますが、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○渡海議員 全く白井先生がおっしゃるとおりだ

というふうにしております。ただ、現状いろいろとヒアリングをさせていただきますと、今白井先生が御提案になりました、例えば通産大臣、農林大臣、厚生大臣等、ほとんど出席をされているというふうな運用が現在行わ

れていると伺つておられますけれども、さらにやはりそういったことをきつちりと位置づけていくような科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図る、そういったことを、この法案をより有効に機能させるためにも、また立法院の意思としてもこれをきつちりさせていくということを私も考えた、そんなつもりでこの法律をつくっております。

また、政府としても、やはり先ほど来科学技術立国としての総合力ということをおっしゃっていただいておりますが、一致協力してこの法律の推進に對して強力に推し進めていくということを考えていただきたこと、この議論を通じてはきつちりとしておきたいというふうにしております。

○白井委員 おっしゃるとおり、お話を伺いますと常時出ておられるということですが、やはりはきつちりとした位置づけというものが望ましい、こう私は思っております。

以上、いろいろ御質問をいたしました。大臣、今お聞きのとおり、私は途中で申し上げましたけれども、この法案のすばらしいところは、国会の意思というものを非常に明確に打ち出している基本法であるという点だと私は思っております。この法案をごらんいただき、政府としての御決意等をお聞かせいただきたいと思います。

○浦野国務大臣 私も科学技術庁、科学技術政策というものを担当いたしておるわけでありまして、本法案につきましましては、ただいま御審議をいただいておりますように、超党派による議員立法という形をとっておられるわけでありまして、こうしたことは私どもにとりまして大変ありがたい、心強いものだ、こういう受けとめ方をさせていただきます。御審議にも、また提案理由の中にもございまして、たけれども、これまでのキャッチアップの時代が終つて、当面する諸課題を解決していくために、また国土が狭く、そして資源に乏しい我が国

にとつて、科学技術の飛躍的な進歩というものは欠くべからざるものであり、そしてその果たす役割は極めて大きなものがある、こうした論調で述べられておられると思ひます。

そうした中でこの基本法は、科学技術行政の、まさにその名のとおりの基本的な枠組みというものを決定するものでありまして、この基本法をもとにいたしまして、科学技術を振興するための大きなよりどころとなるものと思つておるところであります。

当面、これにつきまして、基本計画というものを具体的に定めていかなければならぬわけでございますが、そうした点で、私を初め当庁といたしまして、重要な責任を感じながら進めてまいらなければならぬと思つております。そうした点で、白井先生のお力添えを今後ともひとつお願いできればありがたいと思つておるところでございます。

以上でございます。

○白井委員 この基本法成立によって我が国は科学技術については新しい時代に入っていくんだ、こういうふうには私は感じている次第でございます。この法案が一日も早く成立を、基本計画が一日も早く成立いたしますように心から祈念をいたしました、終わります。ありがとうございました。

○野呂委員長 斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 新進党・民主会議の斉藤鉄夫でございます。

私も、この科学技術基本法の議論に参加させてもらひまして、大変よくできておると認識をしております。すけれども、しかし、あいまいな表現もございまして、今回の質問は、そのあいまいな表現になっているところの立法者の意思を確認する、こういう立場から質問をさせていただきます。と思ひます。

まず最初は、先ほどの白井先生の質問ともちよつと重なるのでございますが、今なぜ基本法かという点でございます。資源のない我が国は、

科学技術、特にこれまでの場合は技術というところに重点があったのではないかと思います。技術を持って生きていかなくてはならない、こういう認識はずっと前から、ある意味では明治維新のころからあったわけだと思います。

そういう意識のもとで、産官学、いわゆる産業界、官界、学術界、それぞれの立場で科学技術の振興に努力してこられました。また、先ほどの話にもございましたけれども、これまでも科学技術会議というものがございまして、総理大臣が議長ということで科学技術の振興が図られてきたのですが、そういうことで、今科学技術立国としての評価というものはある程度世界の中で日本は得てきたのではないかと思っています。

そういう時期に、戦後五十年たった今、なぜ科学技術基本法なのか、また、これができれば今までとどこが変わるのか、この点についてまず最初にお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、上田（見）委員長代理着席〕
○尾身議員 先ほどもお答えを申し上げましたが、我が国の科学技術に関する状況は、いわゆるキャッチアップの時代からフロントランナーの時代に入ってきたと思うわけだと思います。

そういう中で、今斉藤先生のおっしゃいましたような意味で、これから我が国産業、経済の活性化を実現をし、空洞化を防ぎ、生活水準の向上を図っていくためには、科学技術創造立国を目指していかなければならない、我が国のいわゆる資源配分を研究開発、科学技術に重点をシフトをする方向にいかねばならないというふうに考えているのがこの基本法を提案した最大の理由でございます。

その基本法の制定によりまして、国全体としてのコンセンサスが、より研究開発、科学技術を開展、促進をしていくという方向に向かっていくことを期待しているわけでございます。そういう意味で、この基本法を持つ意味合いは大変大きなものと考えている次第でございます。

○斉藤（鉄）委員 これからはこれまでとどこが

違ってくるのかという質問についてはいかがでございますでしょうか。

○尾身議員 一つは、私どもの期待は、特に政府関係の研究開発投資につきまして、シーリングの見直しも含めましてより充実したものになっていくであろう、また、それを実現しなければいけないということでございます。

それからもう一つは、研究開発体制につきまして、産官学の研究開発協力をより進めるとか、国際交流を進めるとか、情報化を進めるとか、あるいは大学、国立試験研究機関等におきまして若い研究者が意欲を持って研究できるような研究体制の改善整備を進めていくとか、そういうことを実現していきたい。そして、それを実現するための大きな基本的な方向を示したものがこの科学技術基本法であると考えている次第でございます。

○斉藤（鉄）委員 私自身の理解は、これまで科学技術立国でなければ生きていけないという認識はあったけれども、今まで余りに技術に偏重し過ぎていた、これからは新しい文化の創造の一つのキーポイントとして、また担い手としての科学というものを力を入れていかなければ、技術そのものも発展しないし、また日本が文化の発信国として名譽ある地位を得ることも不可能になってくる、そういう意味で科学技術に力を入れていくのだと思っておるのでございます。

次に、その問題とちよつと絡んでくるのですけれども、科学技術基本法の中にあります言葉としての科学技術、その科学技術の意味についてちよつと御質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどから何度も言っておりますが、日本ではこれまで技術に比重が置かれていたのではないかと。欧米キャッチアップ型の技術開発、産業に直接役立つ技術の開発、それで、その技術を基本的に成り立たせている科学的知見については、これは欧米で得られた知見を利用する。

例えば、今大変広く使われております液晶にし

ましても、原理はアメリカで発見されて、そしてそれを、あんなものを技術として実用化するのは無理だという常識の中で実際に技術にしたのは日本、それで商売でもうけたのも日本、こういうことになっておりまして、いわゆる基礎研究た乗りの論が言われてきたわけでございます。日本の研究開発の八〇％は民間投資だということもそのことからうなずけるわけですが、日本の場合、いわば科学はつけ足しで、技術に重点があったわけでございます。

そういう意味で、科学技術という言葉は、何といいたしようか、科学的な知見によつて裏づけられた技術に重点があったわけですが、私は、これからはそうではなくて、科学と技術、そういうふうに解釈していかなければいけないのじゃないかと思うわけでございます。科学と技術は全く違うものでございます。

科学は、物事の本質、物事の奥を流れている法則を見つけていろいろな現象を説明するという作業、これが科学でございます。技術は、そこで得られた物事の現象の奥を流れている法則を利用して一つの人間に役立つ方法を見つけて出す、これが技術でございます。これは全く別なものでございまして、科学と技術、二つを切り離して開発することはできないわけで、中身的には一体でございますが、しかし人間の知的な行為としては全く別なものでございます。

そういう意味で、この科学技術基本法は科学と技術、その両方を発展させていくんだ、こういうふうに解釈しなければいけないと私は思っているわけですが、その点についてどういうふうにお考えでしょうか。

○渡海議員 今の斉藤先生の御指摘は、私も提案者の側も全く同じような認識でございます。そういつた点で議論のスタートになるといふふうにも考えておるわけでありまして、私も、今までの日本の工業技術というものを先輩の皆さんが大変御努力をされて、戦後キャッチアップという体制の中で日本の国を発展をさせて

きた、それが現在の日本の社会を構築する上においても、また日本の経済の面においても非常に大きな役割を果たしてきたことは、これは疑いのない事実であろうと思えます。

しかし、ここへ来て、やはりそれだけで我が国の役割が果たせるのか、また我が国の将来があるのか、こういった危機感が非常に強くなつてきているわけでありまして、そういった意味でも、今回の法律によりそういった基本的なパラドックスをやはり大きく変えていくというふうなことも我々は意図しながら、今先生がおっしゃいましたような認識で、科学及び技術、どちらがより重要だとかそういうことではなくて、双方とも非常にやはり重要な問題だということをはっきりとこの中で位置づけさせていただいて、そして今後の日本の科学技術政策というものを展開していきたい、そんな趣旨で考えておりますので、先生の御指摘のとおりだというふうにお答えをさせていただきます。

○斉藤（鉄）委員 非常によくわかりました。ありがとうございます。

一九六八年、昭和四十三年に科学技術基本法が一度提案され、廃案になつております。当時は高度成長の真つただ中で、公害問題は既に起こつておりましたけれども、まだ社会問題化しておりませんでした。いわばバラ色の科学技術文明というイメージがあったわけでございますが、その中で科学技術基本法が議論されながら廃案になつたのか、今回の基本法との差は何なのか、また、そのとき廃案になつたその原因は今取り除かれたのか、そのような意味でちよつと御質問させていただきます。

○尾身議員 昭和四十三年に政府提案されました科学技術基本法につきましては、現在私どもが提案をしておりますものと大きな差が二つございまして、一つは、大学における研究に係るものを対象から除くということになつていたわけでございますし、もう一つは、これは現在とも同じなのでありますけれども、人文科学のみに係るものを除

く、こういうことになっていたわけでありす。
これは政府提案をされた段階で、大学の研究開発に例えば科学技術基本計画で干渉するのはおかしいというような議論が一部の間でございまして、大学は除く、こういうことになっておりまして、そしてもう一つは、現在と違ひまして産官学の研究協力、研究交流というのに対し、全部ではございせんと思ひますが、一部の学界からの非常に強いアレルギーがあった、そういうことがございまして通らなかつた、廃案になつたわけでありす。

私、今申しました、なぜ廃案になつてしまつたのかということですが、結果として考えてみますと、その基本的な原因は、我が国が科学技術創造立国を目指していくべきであるという点について現在ほど強い国民的コンセンサスが得られていなかったということではないかというふう

に考えております。
今度提案をいたしました科学技術基本法におきましては、大学における研究開発もこの科学技術基本法の対象にいたしました上で、第六条で、大学及び大学共同利用機関に係る科学技術に関しては、「大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならぬ」という研究者の自主性に配慮するという項目を入れて、関係者の御理解をいただいたところでございす。

それから、人文科学との関係につきましまして、第二条に、自然科学と人文科学の調和ある発展に留意されなければならぬという基本的な姿勢を入れまして、関係者の御理解をいただいたところでございす。

そういう内容の変更もございました上に、今回の法律におきましては、例えば研究者の確保あるいは処遇の確保、それから研究施設の整備、情報化の促進、研究交流の促進など、新しい状況に応じまして現実的に研究開発を進めていく具体的な、基本的な方向づけもしているわけございす。

す。

そういう変更をした上で今回超党派で提出させていただいたわけでございますけれども、現在の状況、例えば産官学の共同研究開発はどうしても、むしろ必要であるという考え方に国民的なコンセンサスがございすし、また、先ほど申しましたように、科学技術の研究開発を推進して科学技術創造立国を目指していく、そういうことについても国民的なコンセンサスがございす。そういうわけで、官民挙げて科学技術基本法の制定が望まれているという状況になつてまいりました。それが、全体として私どもが今回科学技術基本法を超党派で提案できた基本的な要因であるというふうに考えている次第でございます。

○斎藤(鉄)委員 国民的な要請、合意が昭和四十三年に出たときと大きく異なっている、私はその点についても同感でございます。当時は、パラボラのイメージはありましたが、しかし際立つた努力をしてくれなかったのも、今後は、まさに国民挙げて努力しなければ大変なことになつてしまふ、日本は沈没してしまふ、そういうイメージがあるかと思ひます。

先ほど尾身先生、産官学ということについておっしゃつたわけでございますが、この産官学ということについてちょっと御質問させていただきますかと思ひます。

私は、日本の科学技術をこれから発展させていくのに一つの大きな障壁は、この産官学の間に立ちこめてある壁だと思ひます。これは、アメリカは産官学のほかに軍がございまして、ちょっと事情が複雑になりますが、軍を除いて産官学で考えますと、間の壁は非常に低い、このように思ひます。産業界が大学や国立研究機関にお金を出して研究をさせる、その研究成果を民間が使うというふうなことも非常に広くされております。

それから、官の国立研究所といひましても、実は研究員は民間人でございまして、国はお金を出していただけ。そのお金をだすだけで、ナショナルラボラトリー、国立研究所と言つてい

る。研究所自体は民間が請け負つて民間研究者がやつていて、そこで得られた研究成果は広くまた民間で使われる。こういうことで産官学の垣根が非常に少ない、それがアメリカの科学技術発展の一つの大きな原因ではないかと私は思ひますけれども、この日本でも産官学の壁を少なくしていく、薄くしていく、低くしていくということがこれから非常に重要になると思ひます。官民が、この科学技術基本法、立法者の意思として、産官学の壁の問題についてはどのようにお考えでございましょうか。

○鮫島議員 確かに、委員がおっしゃるように、いわば産官学の壁を低くして自由な連携をとれることが科学技術の振興にとつて大変重要なことだと思ひますけれども、この基本法の中では、第二条に、科学技術の振興は研究者及び技術者に創造性を十分に発揮させることを旨として行われなければならないことを定めるとともに、その基本的な考えのもとで研究者等の養成確保、また研究支援者の充実、産官学の研究交流の促進、研究資金の効率的な使用等の施策を講じるものであることを定めております。

さらに、やはり制度的な問題としては、年金の一本化とか、あるいは渡りに伴う処遇の変化というふうなものについて、やはり今後関連の法整備等を含めつつ、研究にかかわる人材が、その資質に応じて、あるいは研究の発展段階に応じて、その三種類のセクター間を現在よりもより移動しやすいような措置を講じることが必要なのではないかという認識を持っております。

○斎藤(鉄)委員 今後、産官学の壁を低くする具体的な方策についても、我々議員の間で議論をして提案をしていくということを提案したいと思ひます。

それから、第一章第一条の「人文科学のみに係るものを除く」という点についてちょっと質問

させていただきますが、これは先ほど白井先生御質問になつておりましたけれども、先ほど渡海先生が、科学技術という言葉の意味は科学と技術なんだというふうな御答弁がございました。

科学と技術ということであれば、その科学についてちょっと考えてみますと、科学が明らかにすう新しい科学の知見が新しい技術を生み出していくわけですが、それと同時に私たちの人間観、人生観、それから宇宙観、そういうものに大きな影響を与えていくわけございす。人間に、生き方に直接かかわる文化という側面を科学というものは持つております。まさにこれからの科学における創造性というのは、この科学の文化的側面を強調しなければ生きていけないと思ひます。が、その意味で、この「人文科学のみに係るものを除く」とあるのは、どうしてもちよつと理解をできないわけございす。

例えば、夜空の星は地球を覆っている天蓋に似た穴なんだ、こういうふうな考える宇宙観と、宇宙には銀河が何千億個とあつて、その一つ一つの銀河に何千億個という太陽があつて、我々の太陽はそのうちの一つにすぎないと思ひます。これは人生観がまるで変わつてくると思ひますし、また、そこから生まれる文学、芸術等も全く異なつたものになつてくると思ひます。

そういう意味で、人文科学と自然科学、特に科学技術の中の科学を線引きするのはもうほとんど無意味なことである、そういう意味でこの第一条の文章はどうしても理解できないわけございす。この点について御質問申し上げます。

○鮫島議員 お答えいたします。
確かに、特に法文の場合ですけれども、「科学技術」という言葉の後にいつも括弧がついて、「人文科学のみに係るものを除く」という言葉がついていて、一般的には違和感を感じるといふのは、委員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、委員も御承知のように、コンピュータ科学の発展、コンピュータサイエンスの発展というのは、人文科学と自然科学の境界をある意味では取り払ったような科学の領域ではないか。現在、コンピュータのソフトを開発している最先端の開発者たちが依存している学問は心理学、言語学、社会学といった領域で、一瞬にして情報世界を飛び交うという意味では、国際政治もこのコンピュータ科学とは無関係ではあり得ないというのが現状でございます。

それから、さらに、地球環境の問題が最近は大変深く認識されるようになってきましたけれども、この領域においても、哲学とか宗教とかというものがこの地球環境の問題とは無関係でないというように認識されつつあるところだと思います。

そういうような新たな融合領域の発展ということから考えますと、この「人文科学のみに係るものを除く」という表現があったとしても、人文科学のみにかかる人文科学というのがだんだん少なくなっているのではないかと、こういう表現が現れても、これは関連法案も全部こういう表現になっておりますから、あえてこの基本法の中でも、横並びで整合性との観点から採用させていただいているわけです。

先ほど申し上げましたように、科学技術の世界が、人文科学と自然科学との融合領域が非常にふえてきているということで、人文科学のみにかかる人文科学というのはだんだん少なくなっているというものが私どもの認識でございます。

○渡海議員 なお、少し補足をさせていただきますけれども、法案上では、そういった趣旨も含めて、第二条の一項には「人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない」ということを書かせていただきました。また、第二項では、「自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。」基本

計画を策定するに当たって、やはり、振興施策はこういった基本的な考え方であるということもはっきりと法案の中で書かせていただいた次第でございます。

○斎藤(鉄)委員 よく理解できました。

科学技術基本計画について、一つお伺いいたします。本質的な議論ではないのかもしれませんが、これからはまさに独創性のある研究、独創性のある発想を育てる、それを大きく育てる、そういう科学技術的な環境、研究環境が必要ではないかと思えます。一見、何の役にも立ちそうにない、そういう研究、発想、そういうものも包容する研究環境でなければいけない。これは民間でも国立研究機関でも大学でも同じかと思うわけでござい

ます。大体、百研究すれば、本当に物になるのは、そのうち一つあるかないかと言われておりますけれども、そういう、本当に日本の将来にとって大事な、革命的な研究になるかもしれない、その芽をどう育てていくかということが大事かと思うのです。

科学技術基本計画の中で、戦略的研究ということとでかなりかちつと決めてしましますと、お金をつぎ込むのにみんなが納得する研究だけを取り上げられるという可能性もあるわけでございまして、科学技術基本計画を立ててしっかりとやっていかなければいけない、これも非常によくわかるのですが、反面、本当に大事な研究の芽も摘み取ってしまうのか、そこら辺をどう担保、どう育てるかということについてお伺いさせていただきます。

○今村議員 御指摘いただいたように、ともすると、これは予算の仕組み上、具体的な成果が出てこないものについて予算がなかなかつかない、こんな感じの仕組みになっているわけでありま

す。この科学技術基本法をいろいろ議論する過程の中で、ぜひとも今御指摘をいただいたような内容

を克服をしたい。世界の科学技術の歴史、発展を振り返ってみると、御指摘のあったように、何の役にも立ちそうもない研究が大変な結果をもたらす、こんなものが数多くあるような気がするわけでありま

す。そういう点では、御指摘のあったように、何も役に立たないような研究であっても、そこに科学技術の発展の芽が埋もれているのではないかと、こういう考え方をもちながら、私もとしては、第十條において「広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずる」と、こういう条項を設けて、特定の重要な科学技術分野のみを重視するのではなく、広範な分野での多様な研究開発を推進することによって、将来の科学技術の発展の芽を摘むことがない、そのような考え方に基いて対策を講じていこう、こういうことにしたいわけであります。御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○鮫島議員 今の斎藤委員の質問に対して一言だけ補足的に答弁いたします。

独創的な研究の担い手は一般的に三十代の若い頭脳と言われておりますが、そのような若い頭脳の躍動を保障する環境をどう整備するかというのが御質問の趣旨だと思います。第十一條の中に「研究者等の適切な処遇の確保」というのがありますけれども、これは給与面だけではなくて、そういう若い人たちに状況に応じて思い切ったリーダーシップを発揮できるような環境を整えることというものがこの中に入っているというふうにお考えいただければ幸いです。

○斎藤(鉄)委員 最後に、大臣に、この科学技術基本法につきましてこれからの施策の御決意をお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○浦野国務大臣 先ほど白井委員からもお尋ねがございました。先生からのお尋ねの中にもございましたけれども、今我が国を取り巻くさまざまな諸問題、こうしたものを解決するために、この無資源国、無資源と言っはいかぬのかもしれませんが、私は、天然資源に乏しい、国土の狭

い我が国にあっては、人間の頭脳そのものが最大の資源だと思っております。ゆえに、当面する諸課題を解決していくという点では、我が国のこれまでのキャッチアップの時代から、まさに我が国が独創的な基礎研究を飛躍的に発展させる中で、二十一世紀に向けての我が国の成り立ちというものを考えていかなければならぬと考えております。

そうした面で、この基本法が成立をする、さすればまさに科学技術、科学と技術の行政の最大のよりどころになっていくわけでございまして、私も政府にある者、そして科学技術庁といたしましては、この基本計画というものをしっかりと立てていかなければならぬわけであります。そうした点で、まさに専心、まさに気持ちを含めてこの業務に取りかかってまいりたいと思っております。そうした点で、ぜひ今後ともいろいろな面で御指摘、御指導をちょうだいできればありがたいと思っております。以上でございます。

○斎藤(鉄)委員 終わります。

○上田(晃)委員長代理 笹木竜三君。

○笹木委員 新進党・民主会議の笹木竜三です。立法の提出者に対して主に質問させていただきます。

まず最初に、今回のこの基本法で、とにかく政府による研究開発投資の大幅な充実、これが速いテンポでこれから求められることになると思っております。しかも、明確な戦略のもとでそれを行っていく必要があると思うわけです。

一九九二年度で、例えば研究開発費での政府負担の割合、先ほど一部お話ししましたけれども、日本が一九・四％、アメリカが四二・二％、フランスが四五・六％、イギリスが三五・四％。国防の研究費を除いた場合でも、日本の一八・六％に対して、アメリカが二三・二％、フランスが三二・九％、イギリスが二一・六％と、このような大きな差の数字になっております。こういった政府による研究開発費の低い水準というのは、

一九七五年から一貫して、フランスに対しても、アメリカに対しても、イギリスに対しても大幅に下回っている、少ない比率になっているわけだ。

あるいは、先ほど産官学の交流の話もありましたけれども、政府からの資金の流れということで見ても、政府系から産業界への研究開発費の流れ、日本の場合には千二百七十三億円、これは一九九三年の数字ですけれども、アメリカが五兆二千九百二十一億円、フランスが五千五百三十六億円、イギリスが三千三百十五億円。シェアでいいますと、日本が一・四％、アメリカが二・五・二％、フランスが一・八％、イギリスが一・三・四％。政府から産業界への資金の流れ、これを見ても、もうけたが違ふというか、非常に大きな差になっております。

あるいは、政府から大学に対する資金の流れということでも、シェアでいいますと、イギリスに対しても、かなり大きな差で日本は下回っている、こういった現状がございます。

それで、お聞きしたいのは、こういった欧米の研究投資がますますふえる可能性が今非常に高まっている。しかも質問の中にもあったように、特に基礎研究は、なかなか民間だけに頼っている、景気の動向によって左右される可能性が非常に高い、こういった現状もござります。

そういった中で、最初の話に戻りますけれども、政府による研究開発費の大幅な充実、それを明確な戦略のもとで、速いテンポでやるべきだと考えておりますけれども、この点について提出者の基本的な御認識、御意見をまずお聞かせ願いたいと思います。どなたでも結構です。

○尾身議員 おっしゃるとおり、この基本法を私どもが提案をした大きな理由は、国民的な科学技術創造立国を目指すという立法府の意思を明確にして、それによって、政府の予算編成等におきましても研究開発投資、パブリックセクターの研究開発投資をさらに一層充実させたい、そういう趣旨で考えている次第でございます。

○笹木委員 特に基礎研究の充実について、御意見で結構ですから、他の提出者の方にも基本的な御認識をお聞きしたいと思います。

○鮫島議員 先ほどの御議論の中にも出ていましたように、明治維新以来今日まで、日本はどちらかといえば基礎研究の成果は海外の先進国に依存し、その科学的な成果を利用する体系を発達させてきたというのがこれまでの我が国の科学技術の歴史ではなかったかと思っておりますけれども、ここに来て、やはり新たな科学技術を開発するためにはその基盤となる科学的成果の充実が不可欠だという認識が根深く定着してきております。

そのような観点から、これまでどちらかといえば技術に偏重していた我が国の科学技術政策を、科学と技術に等分の力点を置いた政策へと変更させていくことが必要ではないか。そういう意味では、基礎研究の重要度は今日ますます高まっているというふうにご認識しております。

○尾身議員 今先生のおっしゃいました基礎研究の問題につきましては、どういう方向で研究開発を進めるかということでありまして、基礎研究というものが、その性質上、新しい現象の発見、解明、あるいは独創的な新技術の創出をもたらすという点にかながみ、また、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、必ずしもすぐに実用化に結びつかない、そういう面もある。

そういう性質から見て、国及び地方公共団体、つまりパブリックセクターがこの面に特に重点を置いてやる必要があるということを第五条で明確にしているわけでございます。パブリックセクターとして、基礎研究部門については今まで以上に充実した力を注いでいただきたいということを第五条で明確にしていると考えております。

○笹木委員 次に、推進体制についてお伺いをしたいわけですが、推進体制については、基本計画、その基本計画については科学技術会議の議を経てということがここで言われているわけですが、今言った

基礎研究の充実も含めて、その研究投資額の充実も含めて、これからかなり長期の、例えば数十年先、あるいは最低でも十年先を見越したような基本的な五年計画でどうか、そういったものもどんな行われていくのだろうと思っております。

そういった役割を担う推進体制である科学技術会議、現状、非常に頑張っている活動されているわけですが、例えば常勤者二名でなされているわけですが、私としては、この推進体制の機能の拡充が必要だと考えております。これについての提出者の御意見を伺いたいと思っております。

○鮫島議員 確かに、委員おっしゃるとおり、この基本法が施行されますと、科学技術会議の役割あるいは科学技術会議に対する諮問事項は、これまでのように大綱を出していただくということより一歩踏み込んで、より具体的な、しかもある程度タイムスケジュールの入った基本計画をつくってくださるという諮問になりますから、そういう意味では、これまで以上に広い視野と深い専門性がこの科学技術会議に要求されるのではないかと考えております。

また、ある意味では、生活者の視点をどう入れるか、さらに世界の科学技術の進捗状況をどう的確に把握しつつ基本計画をつくるか、それから若い人たちの発想をどう入れるか、そういう広さと深さを持った機関のもとにこの科学技術会議も運営されるべきだということも考えております。今後、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の領域も全領域にわたりますから、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ってもらいたいというふうにご考えております。

○笹木委員 そこで、先ほどの質問にも一部ありましたけれども、今現在、科学技術会議の議員になられている方の中で、総理のもとで大蔵大臣、文部大臣、経企庁長官、科技庁長官その他の方々なわけですが、さまざまな分野で今後独創

的な研究が必要になるわけですが、先端的な科学技術を開発して新産業を創出すること、これは非常に大事だと思います。

同時にそれは、環境問題、食糧・エネルギー問題、エイズ問題、この趣意書にも書いてあるように、こういった問題に対応することも必要だと書かれているわけですが、これには別々のことではないわけですが、環境に対する分野ですとかエネルギーとか食糧に対する分野、あるいは医療とか高齢化に対応する分野、これが逆に新産業の新しい分野だとも言われているわけですが。

そうしたことから、この科学技術会議の中に、さらに農水ですとか、環境あるいは厚生あるいは将来の情報化の時代ということで郵政、こういったところからもどんどん参加していただく体制がぜひ必要だと考えます。そのことについての御意見、御認識をいただきたいと思っております。

○鮫島議員 全く委員おっしゃるとおりだというふうに私も認識しております。

○笹木委員 先ほども、大他他省庁の方にも出ていた面もあるのだという話でしたが、けれども、特にそのことをぜひ制度的に位置づけていただいて拡充をお願いしたいと思うわけですが、再度御意見をいただきたいと思っております。

○尾身議員 科学技術会議には随時、例えば農水大臣とか厚生大臣あるいは通産大臣が出て、本会議の席では議論することになっております。

そして、もとより事務局は科学技術庁でございますが、すべての科学技術研究開発にかかわる省庁は、科学技術にかかわっている分野に関する限りにおきましてはこの科学技術会議で扱うものでございまして、どこの役所の分野のものを取り上げるといった限定的なものではないと思っております。先ほど申しました医療やその他の分野の研究開発につきましても、あるいは農業関係の研究開発につきましても、当然、基本計画をつくる際には取り上げて、この基本計画の中に織り込むべきものであり、そしてまた、そのときには当然関係者の

かというところ、エネルギー消費だけ見たって今日の約三倍近く使うというのにはもう言われていて、みんなが。私は随分前にそれを計算して皆さんに、科学技術庁に示したこともありましたが、三倍近く。

三倍のエネルギーを今どこから調達しますか。今、石油にしたってもうすぐ、二〇二五年、ちょうど二五年、こう言っています、枯渇をする、なくなると言っている。なくなるときに、石油にかわる資源は何だといったら、原子力かという、原子力は、これは幾らやっただとどんどん将来環境破壊になるようなものをつくっていくことになりまして、そういうものはまずいじゃないか。

そうすると、それだけ、三倍ぐらいのエネルギーをどこから求めるかということになると、これは今、解決策は何もないわけですよ。やはり何かすごい技術のブレークスルーがなければいけない。そのための頭脳というのは今日本にあるのか、世界にあるのかといったら、やはりはい、全然ない。

ですから、そういうようなことを含めて将来の、もう目前に迫っております、非常な大変な時代が来るというように、どうやって世界じゅうが豊かな状況で新しい時代に飛び込んでいけるかということを考えれば、科学技術を振興といたしまして、その新しいブレークスルーをしなければどうしようもない、そういうように思うわけですね。ですから、そういうところに私たちは頭脳をしっかりと蓄積をして、具体的な努力ができる、そういう国づくりをしていこうというのが科学技術基本法だ、そういうふうには理解しているわけでございます。

そして、我が国は、やはりそのときに科学技術というものが、我が国がそういう場合に、やる場合に、一体どういふアイデンティティーを持つてやるのかということをしつかり持たないと、尊敬される国にはならないと思います。やはり日本としては尊敬される国にならないといけない。

国連の常任理事国になろうなるといつてなつてみたって、中身の無い国がなつたって、これは足をすくわれたらすてんとひっくり返つてしまふに決まっています。ですから、中身をしっかりと、そして尊敬された国において、国連常任理事国といつたらこれはもう大変な、平和の努力をどんどんやればみんな言うことを聞いてくれるのですから、そういう国になろうじゃないですかというの、私たちの、科学技術をやってきた人間としての国会で一生懸命やろうと思つてゐる理由でございます。

そういうことで、アイデンティティーは何かといつたら、やはり平和憲法があるじゃないか。その平和憲法に従つて世界じゅうを日本の平和憲法で、それにマッチするような国に、世界にしていこうじゃないか。それにはやはり日本はすごい発言権のある国になるべきである。発言権があるには、中身がなければいかぬ、実力がなければいかぬ。その実力はどこにあるかという、将来の大変な時期に対して我々が本当に頭脳で貢献できるという国、そういう国づくりをしよう、そんなことで科学技術基本法があるのではない、そういうふうな思つております。

アメリカはアイデンティティーがきちつとあつて、二百年のフロンティア精神、そのまねをしてはいけません。いいところもあるけれども、そればかりじゃない。日本は日本でちゃんとしたアイデンティティーがある、そういうふうな思ひます。この科学技術基本法というのは、そういう意味で非常に私は、内容は十分ではないかもしれないけれども、一歩進めた形として、これから我が国が世界の中で立派な国として世界じゅうから認められる一歩を踏み出した。それが行政を強めるとか何かいろいろあるけれども、やはりそういうようなブレークスルーの研究をやらぬ金もうけになりませんから、お金もうけにならぬような技術は、最初の新産業創出なんというところでやつていったのはこれは全然振興しないわけですよ。

だから、やはり政府が何らかのお金を出すというふうな方向をやつておかないと、これは絶対できない。お金なしだつて仕事はできるけれども、しかし、やはり今の時代、多少はお金がないとできませんので、そういう意味でこの基本法、ぜひとも私も成立をさせたいということ、一生懸命やつてきたわけでありまして。

しかし、その中で、いろいろ細かい問題点がありますので、その辺について提案者の皆さんに多少お聞きをしたいと思います。ちよつと言葉足らずのところがあるのじゃないかな、その辺を、どこかに書いてあるのかもしれないけれども、レベルが低い質問かもしれないが、お答えをいただきたいと思つております。

最初に、新しい獨創性に基づく研究成果、ブレークスルーが必要だ、そういうためには、獨創性に基づく研究成果というものが、これが日本では随分今まで低かつたわけですから、その自主性とか創造性を尊重することが大切だということ、この基本法ではどういふところできちつと書かれてあるのかということについてまず伺いをいたしたいと思ひます。

○今村議員 アイデンティティーの問題については御指摘を受けた内容だと思つておりますので、そういう前提でお答えをさせていただきますかと思ひます。

キャッチアップの時代からフロンティアとしての役割を果たす時代が変わつてきている、こういう状況の中でその役割を担うことができる、こんな日本をつくりたい、こんなことで今回の基本法を提案をした内容になつてゐるわけでありまして。

御指摘のあつた研究者の自主性、創造性を尊重する、こういう点では当然のことだと思つております。この法律の第二条において、科学技術の振興は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として積極的に行われなければならない、そのことを定めるとともに、第六条におい

ても、大学等に係る施策の策定等に当たつては、研究者等の自主性の尊重と、その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならないことを定めており、御指摘のあつた研究者の自主性、創造性の尊重をその中に盛り込んでゐる、こういう内容で考えているところであります。

○松前委員 その次ですけれども、基礎的な研究に取り組みやすいようにということですね。それから、すぐに役立ちそうもない分野でも軽視しないというところがこの基本法の仕組みの中にありますけれども、このことについて、具体的にどういふところできちつと表現をされているのかということについても伺ひたいと思ひます。

基礎的な研究に取り組みやすいようにということのはいろいろ面があつて、基本法で今言われていること以外にいろいろと私は感じてゐるところもあつますが、お答えいただいてからちよつと意見だけ申し上げておきたいと思ひます。

○今村議員 基礎的な研究に取り組みやすくするようには、すぐに役立ちそうにない分野であつても軽視しないこと、そのことが人類の知的資産の集積にとつて大事だ、こういう点での御指摘を受けたわけでありまして。

振り返つてみると、さきの委員の質問にもあつたわけですが、ともすると具体的な成果のない研究にいわば予算がつかない、そのことが基礎的、創造的、いろいろな科学技術の発展に多少のマイナスをもたらしてきたのではないかと、こんな指摘もあるわけでありまして。そういう点で、この法律の中に、ぜひともそういう思いを込めながら、それらの研究も進む、そんなことでの記述をさせていただいたと思つております。

第二条第一項において、「科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとつての知的資産である」との認識を定めるとともに、第二項において、科学技術の振興に当たつては、基礎研

究、応用研究及び開発研究の調和ある発展について配慮されなければならないこと、自然科学と人文科学の調和のとれた発展について留意されなければならないことについて定めたわけであります。

また、第五条において、「基礎研究が新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと等の性質を有するものであることにかんがみ、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない。」ことを定めており、基礎的研究に取り組みやすいようにすることを科学技術振興に当たつての基本的な考え方として明記したわけであります。

さらに、十条において、「広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずる」ことを定めているわけです。これは、特定の重要科学技術分野のみに力を入れるのではなく、どのような研究から将来の新しい科学技術の芽が出てくるのかはわからないことにかんがみ、すぐに役立ちそうもないような分野も含めて、広範な分野での多様な研究開発を推進することを政府に求めたものであります。

このように、基礎的な研究に取り組みやすいようにすること、すぐに役立ちそうもない分野であっても軽視をしないこととの考え方は盛り込んだつもりであります。

以上であります。

○松前委員 意見を申し上げようと思いましたが、時間も大分迫つてきておりますので、もう少し聞きたいことがありますので、次へ進ませていただきます。

この科学技術基本法、平和憲法という、先ほどアイデンティティーの話を申し上げましたけれども、そういうものが、全部が認識が一致しているということならばいいわけですが、ややもするとそれが破られる可能性もあるものですから、平和

の問題というところで軍事目的の研究開発を規制するということ、このことについて何らかの歯どめとして附帯決議を必要とするのではないかと、そういうふうに思います。そのことについてお伺いをしたいということです。

それから、連続してちょっと申し上げますが、先ほどのOTA、評価の問題であります。評価の方法、特に私は事前の評価ということが必要だろうと思つておりますが、そういうことを評価するに当たつても、本当は、その評価する人が、人間が、能力ある人が必要でありますから、科学技術基本法がしっかりと制定されて、そしてそこで人づくりができれば、評価なんて幾らやつたつて無理な話であります。しかし、そうはいつても、そういう制度をつくり上げてスタートすることも必要だろう、そういうふうな思います。その辺についての認識。

それからもう一つ、研究の情報の公開。オウム真理教のような、あのような変な研究をやられる、そういうことがあつてはならぬと思つたので、そういうような情報公開についてもお伺いをしたいと思つた。

三点まとめて御答弁いただければ、どなたでも結構です。

○原田(昇)議員 まず第一点の、平和利用の問題についてお答えいたします。

日本国憲法の平和理念に基づいて研究を進めることは当然のことでございます。これについては、お説のとおり、附帯決議でも確認することをお願いいたします。

ただ、例えば基礎研究で原子の研究をしておつた。それがたまたま核爆発に利用されてくるというような、結果としてそういう不幸なことになつたわけですが、じゃ、原子の研究を規制するかという、そういうわけにはまいらないわけでございます。松前先生よく御存じのように、規制という場合には大変難しい問題をやらんでおりますので、ひとつあくまでも研究者の自主的な努力、そして我々の施策の面でも平和利用について

の徹底ということを通じて確保していくことが大事ではないかな、こういうふうに考えております。

○渡海議員 あと二点、お答えをさせていただきます。

先ほど来の議論の中でかなりお答えをさせていただいておるところもございしますが、先生が御指摘になつた点につきましては、法案策定の段階で実は随分議論をさせていただきました。

まず安全性のチェック等についてでございますけれども、そういったことも踏まえて、第二条に「科学技術の振興は、「人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ」ということをこの法案の設置目的の中にはっきりと書かせていただいたということでございます。また、十六条では、実用段階では、この研究開発の成果の適切な実用化ということをやちゃんと書かせていただいたので、ここに安全性に配慮しなければならないという趣旨を含めさせていただいたつもりでございます。

なお、そういったことに関する周辺の関連法案等も、例えば現在PL法がもう既に制定をされておるわけでありまして、最近の水俣病の問題、そしてエイズの薬害訴訟の問題等の社会的な動向を見ましても、今後さまざまなチェックの環境というものは整いつつある、そんなふうな理解をさせていただいております。

もう一点につきまして、研究開発の情報公開ということでございますが、このことにつきまして、先ほどお話を申し上げました研究段階での成果ということで、十六条に「成果の公開、研究開発に関する情報の提供等その普及に必要な施策及びその適切な実用化」云々というところで、はつきりと法律の中に明示をさせていただいた次第でございます。

○松前委員 ありがとうございます。

最後に、今お話がちょっとありましたけれども、やはり研究者自身の問題というふうな、倫理観の問題等の話もちょっと出たと思つたわけですが、原子の研究のところでもそういうお話がありま

した。

科学技術をやっている人間が、科学技術だけを一生懸命やっていて、世間のことも何も知らぬというふうなことであれば、これはやはり人間社会の中でその人が有用かどうかということと判断すると、そういう人はそれほど有用ではないという判断を下さなければいけないことも起こしてしまふ。

ですから、やはり教育の問題というのは非常に重要じゃないか。科学技術を専攻する人間にとつてみても、科学技術が本当に好きな人間であつても、その社会性、倫理性というような教育、そういうふうな方向の教育が施されることが必要ではないだろうか、そういうふうに思つたわけでございます。

それから、理工系離れの傾向というの、やはり全体の中で倫理観を持った理工系の人間というものをつくっていくということが将来の我が国にとつて非常に重要だということもあるわけでありまして、教育全体について、きちっとどこかでその辺の改善についての表現というものが明記されていきたいと思います。

○鮫島議員 冒頭、委員から大変深い認識を示していただきました。私もきょうは日本の近代史にとつて歴史的な日だと思つております。日本の近代史の中で、初めてサイエンスに市民権が与えられる日がきょうではないかと思つております。

ただいま教育の問題、理科離れを含めて御指摘がありましたけれども、特に初等中等教育においては、子供たちに科学する楽しさをいかに教えるか、あるいは自然の摂理の奥深さをいかに学ばせるようにするかというのがポイントではないかと思つた。そのためには、理科の好きな先生に理科を教えてほしいし、あるいは文部省の方々ももっと理科が好きになつていただきたいという気もいたします。

それから、大学の教養課程における教育ですけれども、やはり科学技術の持つ二面性、場合に

よつては天使の武器にもなる、と同時に悪魔の武器にもなり得るといふ科学技術の持つ二面性を歴史的な事実も踏まえてやはり若い学徒の方々に教育する必要があるのではないか。そのような認識から、第二条で人文科学と自然科学との調和ある発展といふふうに表示してあるのは、これは当然教育の場にもそのような考えを反映させてほしいという気持ちのあらわれでございませう。

それから、科学者、技術者の養成過程についてですけれども、確かに現状では幾つか問題がありまして、大学院においては、学ぶ人という側面だけが強調されて、働く人という側面が無視されている。あるいは国の研究機関や民間の研究機関においては、働く人という側面だけが重視されて、学ぶ人という側面が無視されている。このような問題は、今後日本の科学技術の基盤を強化していくという面から、制度面も含めて検討していかなければならぬ問題だといふふうに認識しております。

○松前委員 時間が終わってしまいましたが、大臣、このことについて、最初に申し上げたとおり、一言御感想をお願いします。

○浦野国務大臣 先生の冒頭の御意見、極めて貴重な御意見であつたと理解をいたします。我が国だけの科学と技術の進歩そのものではなく、これから大きく変貌する国際社会、世界人類のために我が国の科学と技術がいかに貢献していくか、そうした観点に立つて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松前委員 終わります。

○野呂委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、科学技術の発展に役立つ法律の立法に当たっては、研究に携わる学者とか、また試験研究機関などの研究者、研究支援者などの、これは非常にすぐれて学問研究の自由や、あるいは研究の自主性、自立性の尊重や保障が求められる分野であるだけに、日本学術会議が六二年の三十六回総会、七六年の七十回総会の二度にわたつて勧告を出しております。「科学研究基本法の制定について」といふ、そのときに法律草案を出しておりますが、それらをたたき台などにして、学者や、あるいは研究にかかわる、識見を持つ方々を国会へ招いての意見陳述などを求めながら法律に仕上げていくというのが最善の道であるといふふうに考えているものです。

そういう基本的な立場に立つて、以下数点について、尾身提出者に立法の趣旨を確認する質問をさせていただきますかと思ひます。

先日、バグウォッシュ会議がノーベル平和賞を受賞しました。

第二次大戦中、ナチスからの亡命科学者たちがルーズベルト大統領に原爆研究の開始を達言し、これは後にマンハッタン計画となり、原爆は完成したわけですが、その日本への使用を前にして、実はシカゴの冶金研究所のジェームス・フランクリン委員長とする委員会がつくられ、陸軍長官あての報告書では原爆投下反対を表明しました。それから、原爆製造計画に参加した六十四名の科学者も同一趣旨の請願書をトルーマン大統領に出したわけですが、しかし、広島、長崎で使われてしまふということになりました。

実はここから、戦後、科学者の社会的責任という問題が大きく問われるようになり、一九五五年にラッセル・アインシュタイン宣言が出され、五七年にはノーベル賞受賞の科学者を中心にしてバグウォッシュ会議が組織されていきました。科学研究と技術開発というのは平和目的に限るといふ強い意思が示されてきたわけです。これらについては、詳しくは湯川秀樹博士や朝永振一郎博士らの著書などに譲ることと思ひますが、日本の戦後の科学研究の歴史も、実はその道を明確にしています。

一九四九年の第一回日本学術会議総会声明では、我が国科学者がとつてきた態度について強く反省し、平和的復興に貢献せんことを誓う。

六一年三十三回総会の声明では、学問を平和に役立たせ、科学の成果が何に使われるかについ

ても科学者はその責任を分担しなければいけない。

それから七四年の六十六回総会の「科学技術の基本的なあり方」とその「申合せ」の中で、科学技術の基本的目的、社会的任務として世界平和の達成に貢献することとしてきました。

六二年三十六回総会と七六年七十回総会の二回にわたつて決議された勧告、「科学研究基本法の制定について」の法案草案の中などでも、科学研究が世界平和の確立に貢献するものであるということを確認しております。

八〇年七十九回の学術会議総会で採択された「科学者憲章」の中でも、自己の研究の意義と目的を自覚し、世界の平和に貢献するとしているわけですね。

それから六七七年の四十九回総会で「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を採択し、七二年六十二回総会では「科学技術平和利用の原則の堅持についての要望」を採択して、実は、科学技術というのは平和のためにのみ役立つものであると考へ、戦争を目的とする科学研究には従わないということを表示してきたとした上で、原子力委員長と宇宙開発委員長を兼務する科学技術庁長官の国防会議への参加に懸念を表明するという声明も出しているわけですね。

これは日本学術会議の戦後の決議、声明などの幾つかのものの紹介ですが、これらは学術会議のほかにも、日本物理学会とか科学者会議、地質学会、素粒子論グループを始め、多数の学術研究団体から平和目的の科学研究や技術開発についての意見書、声明が出されております。内外の二十世紀の科学研究の歴史的教訓の中から出てきている研究を平和目的に限るといふのは非常に大事な意義を持つものと思はれるのです。

そこで、提出者の立法意思を確認しておきたいのですが、第一条「目的」に、立法者の意思としては、条文上の文言はないけれども、平和に貢献することを目的とするということが入っているのかどうかということ、意思として入っている

すれば、条文上に平和を加えた方がいと思ひますが、その点についての提出者の見解を求めたいと思ひます。

○尾身議員 この科学技術基本法の立案に当たりましては、私どもも学術会議の皆様御意見も聞いたところでありまして、私どももいたしましては、科学技術基本法も平和国家を理念とする我が国憲法のもとにあり、これを逸脱することはないという考え方で条文に明記しなかつたところでございます。

科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策を展開するに当たりましては、日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めることが重要であると考えております。

○吉井委員 次に、第九条三項の関係で「あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない」としているわけですが、この科学技術会議というのは、第五条で議長を総理大臣が務めることとし、また第六条で、議員の中には大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官など閣僚が入つてのものです。つまり、内閣のいわば附属機関的といひますか、分科会的存在でもあるわけですね。そこへ第二条で、総理大臣が科学技術会議に諮問するとなつていられるわけですから、結局、総理が総理に諮問して、答申するといふ形になるわけですね。

本来、科学者、技術者の意見がよく反映されるような仕組みをつくつて科学技術基本計画を策定するというのが望まれるわけで、そういう点では、内閣だけのいわばお手盛り計画のようになりかねないという、もちろん議員の一人に学術会議会長が入つていられることもわかつておりますが、十分くみ込まれるといふことを期待するのはなかなか大変じゃないか。

そこで、科学技術基本計画を策定する過程で、日本学術会議など学術研究団体の意見をよくくみ上げる努力を尽くすということについては、これは立法者の意思として政府に強く期待されるとこ

ろであらうと思うのですが、この点についても立法者の意思を伺っておきたいと思ひます。

○尾身議員 科学技術会議は、いわゆる閣僚議員だけではなく、各界からすぐれた有識者が、学識経験議員五人おりますが、議員として任命されておりました。その議員で構成される本会議の下に政策委員会やあるいは各部署がございます。そこで産官学の各界から大勢の有識者あるいは学者を専門委員として集めまして、その皆様の意見の集約をして議論を行い、その結果を答申等でまとめるものでございまして、お手盛りという批判は当たらないものと考えております。科学技術会議におきましては、当然今のようシステムのもとで産官各界から有識者を集めて、英知を結集してこれを行っていただくという考え方でござい

ます。

日本学術会議に關しましては、学術会議の議長が科学技術会議の議長となっておりまして、このシステムを通じて、学術会議の意見が十分科学技術会議の審議に反映されるというふうに考えているところでございまして、また、この科学技術会議の中に日本学術会議連絡部会という部会もわざわざ設けておりまして、学術会議の意見も科学技術会議の議論の中に広く反映されるシステムをとっているわけでございまして、いずれにいたしましても、基本計画の策定に当たりましては、広く有識者の意見を聴取し、それを取りまてて我が国の科学技術の研究開発の基本的方向を定めていただけるものと確信をしております。

○吉井委員 第九條六項とともに、第十條、第十二條、十五條關係について次に伺いたいと思ひますが、これまで、少ない研究費の中でプロジェクト研究主義に走ると他の研究分野が圧迫されてしまふ、一層貧困な研究費となるという根本矛盾がありました。

そこで、九一年五月三十一日の国立大学協会会長、大学審議会会長、日本学術会議会長、日本学術振興会会長、日本私立大学団体連合会会長の

集まった大学財政懇談会より、「高等教育費充実についての要望」が出され、私も予算委員会や科学技術委員会などで、現場の学者、研究者の皆さんの声を紹介しながら取り上げたことがあります。

この要望の中で、少なくとも純粋基礎研究が大学の研究の本領であり、それが大学においてしっかりと行われていなければ応用研究の基礎が崩れ、応用を目的とした大学外研究機関の研究成果もゆがんでしまふとして、一般歳出が厳しく抑制される中で、日本の大学は疲弊し始めた、文部省予算の中の物件費が一兆円にまで下落した、その結果、既存機関の教育研究活動さえ深刻な打撃を受けつつありとした上で、この高等教育に対する公費負担率が、アメリカのGNP・二%、イギリスの一・二%、旧西独の一・三%に比べて日本は〇・七%で半分だ、こういう事態になったのは、八二年以降、画一的に適用されてきた厳しい概算要求基準にある、この制度が十年も続いたために国立大学は疲弊し、私立大学は私学助成の実質的削減の結果学費の連続高騰を招いた、まだ今なら取り返しがきくと思ひますという切々たる訴えが出されました。

そこで、立法者の意思は、こうした大学財政懇談会など大学や国立試験研究機関の財政的裏づけを求めるといふことについて、その期待にこたえる法律となることを企図してつくられていたものと考へてよろしいでしょうか。この点を伺っておきたいと思ひます。

○尾身議員 私ども科学技術基本法の検討に当たりまして、基礎研究も含めた科学技術研究開発費全般の拡充、特にパブリックセクターからの資金の拡充を図っていきたいというふうに考へているところでございまして、そういう状況の中で、今年度の第一次、第二次補正予算におきましても、大学の試験研究施設の充実等大学及び国立試験研究機関關係の研究開発費はかなり重点的に充実されたものと考えております。

この科学技術基本法は、全体としてパブリックセクターの研究開発投資額がまだ不十分である、この抜本的拡充を図ることにしたいということも大きな目的の一つにしているわけでございまして、この法律の成立を契機といたしまして、政府においても科学技術に關するシーリングの見直しも前向きに進めていただき、従来よりも全般的に見て研究開発投資額の増大を図っていただけるものというふうな期待をしているところでござい

ます。

○吉井委員 最後に、科学技術庁長官に伺っておきたいのですが、大学、国立試験研究機関などの經常研究費の落ち込みというのは非常に深刻なわけですね。先ほど大学財政懇談会の文書を少し長々と引用いたしましたが、私なんかも見に行きまして、本当に大変です。

そこで、来年度予算編成に当たつての、この法律が實現されるからには、この法の立法者の意思を体してうんと研究費の増額に当たるといふ点で大臣の決意を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○浦野國務大臣 宮澤内閣当時、科学技術政策大綱というものが決定されました、それに基づきまして今日まで国の研究開発投資、予算、こうしたものはそれなりに上昇してきておるわけでござい

ますけれども、先生御指摘のとおり、まだまだ十分ではないという状況でござい

ます。

私も就任いたしましたから、科技庁の所管する各研究機関等を視察、見学をいたしておりますが、おっしゃるとおり、まだまだ十分ではない。狭い部屋で営々と、こつこつと研究をしておるといふ状況でございまして、何とかこうした環境というものを、また処遇というものを高めていかなければ、おおよそ立派な法律ができたと成果は上げ得ないと思ひわけでございまして、おっしゃるとおり、来年度予算等に向けましても全力を挙げて取り組んでまいりたいと思ひております。

をいただいておりますし、ぜひ私は、吉井先生、この特別委員会の先生方の応援もいただければありがたいと思つておるところでござい

ます。よろしく願ひします。

○吉井委員 終わります。

○原田(昇)議員 答弁します。今の御質問に關連しまして……

○野呂委員長 ちよつと待つて下さい。今の關連ね。

○原田(昇)議員 關連しまして御答弁申し上げますと、確かに基礎研究について抜本的にひとつ資金を供給するということが非常に大事ではありますけれども、同時に、研究者の意欲を大いに引き出すということが大事だと思ひます。それには、研究環境が今までのものでいいのかどうかというところも含めて検討していただかなければならない。

つまり、もつと競争的な条件を導入する必要があるのじゃないかと、あるいは研究者が自主的に、いろいろな研究を選択可能な形にするとか、あるいは成果に大いにインセンティブを与えるとか、そういうことを、いろいろ制度面での工夫もあわせてやらなければならぬ、こういうふうに我々は考へておる次第でござい

ますので、そういう趣旨もぜひ附帯決議に盛り込ませていただきた

い、こういうふうに考へております。よろしく願ひいたします。

○野呂委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野呂委員長 この際、本案に対し、日本共産党吉井英勝君から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。吉井英勝君。

科学技術基本法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、科学技術基本法案の一部修正案についての趣旨と理由を御説明いたします。

修正点の第一点は、法律案の目的条項に平和目的を追加し、明記することであります。

科学技術の振興を図る目的は、科学技術の水準の向上や我が国経済社会の発展だけではありません。私たちが生まれ、生きているこの二十世紀は、我が国と人類にとって科学技術の驚異的な発展をもたらした時代で、科学技術の進歩により、国民の生活は大いに改善、向上しました。しかし、同時に、科学技術の発展によって、二度にわたる世界大戦において人類が経験したことのない大規模な殺りくが行われ、さらに我が国は人類史上初めての原子爆弾の悲惨な洗礼を受けました。

このような深刻な歴史体験と教訓に立って、戦後五十一年の年に当たり、本法案の第一条の目的条項に平和目的を追加し、明記するべきものと考えます。

修正点の第二点は、政府が科学技術基本計画を策定するに当たっては、日本学術会議やその他の学術研究団体の意見を広く反映できるようにすることであります。

本法案の第九条第三項では、政府は科学技術基本計画の策定に当たって、「あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならぬ」と規定しております。

御承知のとおり、科学技術会議の議長は内閣総理大臣であります。これでは、政府が決める基本計画に初めから内閣総理大臣がまとめた結論が押しつけられる形となり、お手盛り計画とのそしりを免れません。

日本学術会議法は、第二条で「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民

生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」と定め、その職務は政府から独立して行うことになっております。

したがって、政府が科学技術基本計画を策定するに当たっては、政府から独立した権限を有する日本学術会議やその他関係学術研究団体の意見を広く聞くべきであります。

以上の趣旨と理由から、本法案の第九条三項を修正するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

○野呂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○野呂委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

科学技術基本法案及びこれに対する吉井英勝君提出の修正案について採決いたします。

まず、吉井英勝君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○野呂委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、原田昇左右外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。原田昇左右

君。

○原田(昇)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党・自由連合、新進党・民主会議、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

科学技術基本法案に対する附帯決議(案)
科学技術基本法に基づき科学技術振興に関する施策を展開するに当たっては、政府は、次の点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 科学技術基本計画は、十年程度を見通した五年間の計画とし、科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含め得るだけ具体的な記述を行うよう努めること。

二 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るためには、まず、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すことが必要であり、そのため人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことによつて、柔軟かつ競争的研究環境を整備すること。

三 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。

四 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

五 本法の施行により科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進を図るため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各

省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。

以上であります。

各事項の内容、趣旨につきましては、案文及び委員会の審査を通じ十分御理解いただけることと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○野呂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

原田昇左右外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、浦野国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。浦野国務大臣。

○浦野国務大臣 ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、政府として科学技術創造立国を目指し、科学技術振興に関する施策の一層の充実強化に努めてまいり所存でございます。委員各位の今後とも御支援をお願いいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○野呂委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長 次回は、来る十一月七日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十四分散会

科学技術基本法案

科学技術基本法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)	1
第二章 科学技術基本計画(第九条)	2
第三章 研究開発の推進等(第十条—第十七条)	3
第四章 国際的な交流等の推進(第十八条)	4
第五章 科学技術に関する学習の振興等(第十九条)	5

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(科学技術の振興に関する方針)

第二条 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者及び技術者(以下「研究者等」という。)の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない。

2 科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発

展並びに国の試験研究機関、大学(大学院を含む。以下同じ。)民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。また、自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の施策の策定等に当たつての配慮)

第五条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基礎研究が新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと等の性質を有するものであることにかんがみ、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない。

(大学等に係る施策における配慮)

第六条 国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策で大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、科学技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融

上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が科学技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「科学技術基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。)の推進に関する総合的な方針

二 研究施設及び研究設備(以下「研究施設等」という。)の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により科学技術基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 研究開発の推進等

(多様な研究開発の均衡のとれた推進等)

第十条 国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずるとともに、国として特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に関する研究開発の一層の推進を図るため、その企画、実施等に必要の施策を講ずるものとする。

(研究者等の確保等)

第十一条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、大学院における教育研究の充実その他の研究者等の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であることにかんがみ、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保を図るため、前二項に規定する施策に準じて施策を講ずるものとする。

(研究施設等の整備等)

第十二条 国は、科学技術の進展等に対応した研究開発を推進するため、研究開発機関(国の試験研究機関、大学等及び民間等における研究開発に係る機関をいう。以下同じ。)の研究施設等の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、研究開発の効果的な推進を図るため、研究材料の円滑な供給等研究開発に係る支援機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る情報化の促進)

第十三条 国は、研究開発の効率的な推進を図るため、科学技術に関する情報処理の高度化、科学技術に関するデータベースの充実、研究開発機関等の間の情報ネットワークの構築等研究開発に係る情報化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

のとする。

(研究開発に係る交流の促進)

第十四条 国は、研究開発機関又は研究者等相互の間の交流により研究者等の多様な知識の融合等を図ることが新たな研究開発の進展をもたらす源泉となるものであり、また、その交流が研究開発の効率的な推進にとって不可欠なものであることにかんがみ、研究者等の交流、研究開発機関による共同研究開発、研究開発機関の研究施設等の共同利用等研究開発に係る交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る資金の効果的使用)

第十五条 国は、研究開発の円滑な推進を図るため、研究開発の展開に応じて研究開発に係る資金を効果的に使用できるようにする等その活用に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の成果の公開等)

第十六条 国は、研究開発の成果の活用を図るため、研究開発の成果の公開、研究開発に関する情報の提供等その普及に必要な施策及びその適切な実用化の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(民間の努力の助長)

第十七条 国は、我が国の科学技術活動において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間の自主的な努力を助長することによりその研究開発を促進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

第四章 国際的な交流等の推進

第十八条 国は、国際的な科学技術活動を強力に展開することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、我が国における科学技術の一層の進展に資するため、研究者等の国際的交流、国際的な共同研究開発、科学技術に関する情報の国際的流通等科学技術に関する国際的な交流等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 科学技術に関する学習の振興等

第十九条 国は、青少年をはじめ広く国民があら

ゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

科学技術が我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上並びに人類社会の持続的な発展に果たすべき重要な使命にかんがみ、我が国における科学技術の水準の向上を図るため、科学技術基本計画の策定等科学技術の振興を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術基本法案に対する修正案

科学技術基本法案の一部を次のように修正する。

第一条中「人類社会の」の下に「平和的かつ」を加える。

第九条第三項中「科学技術会議の議を経なければならぬ」を「日本学術会議その他学術研究団体の意見を聴くよう努めるものとする」に改める。

平成七年十一月十四日印刷

平成七年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局